

表 締結している災害時応援協定など

協定などの名称	締結先
消防事務の委託に関する付属協定書	東京都知事
消防水利の設置等に関する協定	東京消防庁秋川消防署長
震災時等の相互応援に関する協定	八王子市長外29市町村長
あきる野市防災行政無線線の設置に伴う運用等に関する協定書	東京消防庁秋川消防署長
災害時における井戸水の供給協力に関する協定書	秋留台地区畑地かん水施設管理組合長
友好姉妹都市災害時相互応援協定書	宮城県栗原市長
消防相互応援協定書	青梅市長外6市町村長
災害時における郵便局、あきる野市の協力に関する覚書	郵便事業株式会社あきる野支店
避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書	東京都理容生活衛生同業組合五日市支部長
災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書	株式会社レンタルのニッケン八王子営業所長
災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書	昭和ハウス工業株式会社代表取締役
非常通信の運用に関する協定書	東京消防庁秋川消防署長
災害時における応急対策業務に関する協定書	あきる野市建設防災協力会
災害時における防災活動の協力に関する協定書	西多摩緊急災害協力会
災害時における救援物資の供給等に関する協定書	秋川農業協同組合
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局長
災害時におけるし尿の搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局流域下水道本部長
災害時における避難場所等の応急対策業務に関する協定書	あきる野電設協力会
災害時における応急救護活動についての協定書	公益社団法人東京柔道接骨師会
災害時における二次避難所施設利用に関する協定書	都立あきる野学園
災害時における二次避難所施設利用に関する協定書	あきる野市老人福祉施設連絡協議会
災害時における動物救護活動に関する協定書	東京都獣医師会多摩西支部
災害時における医療救護活動に関する協定	西多摩薬剤師会あきる野支部あきる野薬剤師会
災害時等における要援護者の輸送協力に関する協定書	市内で営業活動を行なっているタクシー事業者5社

### 災害時応援協定の拡大を図っています

市では、市内に大規模な災害が発生した場合の緊急対応力を強化するために、さまざまな団体や企業と災害時応援協定を締結しています。これまでに締結した主な協定は、表のとおりです。今後も多方面にわたる各種団体などの応援協定の締結を進めていきます。問合せ 地域防災課防災安全係

### 第二次あきる野市子ども読書活動推進計画(案)に対する意見を募集します

市では、子どもたちが本に親しみ、豊かな言葉と考える力、やさしい心を育む読書活動の取組を推進するため、「第二次あきる野市子ども読書活動推進計画(案)」を策定します。この計画(案)について、多くの意見を計画に反映させるため、皆さんの意見を募集します。

計画(案)の閲覧場所  
情報公開コーナー(市役所4階)、五日市出張所、中央公民館、市内各図書館  
市ホームページにも掲載しています。  
対象 市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所や事業所がある個人が団体

意見の提出方法 2月28日(木)までに、A4用紙などに、意見と住所、氏名、電話番号(法人などの場合は、所在地と団体名、代表者の氏名、電話番号)を記入し、送付してください(直接提出、ファックス、メールでも受け付けます)。

## スポーツ祭東京2013

国民年金保険料の免除申請などの申請漏れはありませんか

保険料を納付することが困難な方のために、次のような制度があります。利用される方は事前に申請してください。

保険料免除(全額免除・

市議会議員選挙と都議会議員選挙の開票日は6月23日(日)

市議会議員選挙と都議会議員選挙の開票日が同日に執行されることが決まりました。

立候補予定者説明会などは、あらかじめお知らせします。

市議会議員選挙  
選挙期日の告示: 6月16日(日)  
投・開票日: 6月23日(日)  
都議会議員選挙  
選挙期日の告示: 6月14日(金)  
投・開票日: 6月23日(日)  
問合せ 選挙管理委員会事務局

### 市議会定例会が開催されます

あきる野市議会では、定例会を毎年3月、6月、9月、12月の年4回開催しています。平成25年第1回(3月)定例会は、2月27日(水)から開催する予定です(日程は別表のとおり)。日程は変更になる場合があります。

問合せ 議会事務局

月日	会議名	内容
2月27日	本会議(定例会初日)	議案審議など
3月6日	総務委員会	議案審査など
3月7日	環境建設委員会	議案審査など
3月8日	福祉文教委員会	議案審査など
3月12日	本会議(定例会2日目)	一般質問
3月13日	本会議(定例会3日目)	一般質問
3月14日	本会議(定例会4日目)	一般質問
3月18日	予算特別委員会	議案審査など
3月21日	予算特別委員会	議案審査など
3月27日	本会議(定例会最終日)	委員長報告 議案審議など

\*午前9時30分から開会します。  
\*請願・陳情は、2月19日までに提出されたものを審査します。

一部免除)制度 所得が減ったり、退職(失業)で保険料を納めることが困難なとき、本人、配偶者と世帯主の前年所得が基準額以下であれば、全額免除(保険料の全額が免除)か一部免除(保険料の一部が免除)になります。

退職(失業)による特例  
平成23年3月31日以前に退職(失業)した方は、前年所得が基準額以上でも免除になることがあります。ただし、平成23年3月31日に退職(失業)した方は、平成25年3月29日(金)までに申請してください。

若年者納付猶予制度  
世帯主の前年所得が基準額以上あるため免除対象とならない30歳未満の方は、本人と配偶者の前年所得が全額免除の基準額

以下であれば、保険料の納付を先に延ばすことができます。

学生納付特例制度  
大学や専修学校などの学生の方は、本人の前年所得が基準額以下であれば、保険料の納付を先に延ばすことができます。

一部免除が認められた方は、納めることが必要な保険料を納めない場合、免除期間、先送りした期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます(追納)。

持ち物 年金手帳、はんこ

退職(失業)による免除申請の方: 雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証、公務員の方は退職辞令(いずれもコピー可)

表1 ウメ輪紋ウィルスの緊急防除に伴う補償金の所得税の取り扱い

補償金の内容及びなるウメ樹等の分類	植栽状況	所得税の課税関係
経済樹	植木等	事業所得等の収入金額となります。棚卸資産としていた樹木の取得価額は、必要経費として控除します。
	収穫樹	非課税となります。 1
	未収穫樹	事業所得等の収入金額となります。樹木のこれまでの育成費は必要経費として控除します。 2
庭木等	鑑賞樹または自家消費樹	非課税となります。 3

1 資産損失の額を計算する場合には、補償金の額を差し引いた金額となります。補償金の額が損失の金額を上回っても、課税されません。  
2 育成費用を超える部分の補償金は非課税となります。  
3 損失が生じる場合には、青梅税務署にご相談ください。  
平成23年分以前の確定申告において、上記の内容の申告をして税金を納め過ぎとなっていた場合には、更正の請求などの手続きができます。詳しくは、青梅税務署にお問い合わせください。

ウメ輪紋ウィルスの緊急防除に伴う補償金を受け取られた方へ

ウメ輪紋ウィルスのまん延防止を目的とした緊急防除事業に伴い、個人の方が受け取ったウメ樹等の伐採

に係る補償金の所得税の取り扱いについては、表1のとおりです。

問合せ 青梅税務署個人課税部門(0428-22-3185)

電話は、自動音声で案内していますので、「2」を選択してください。

2月の休日診療が一部変更になりました

2月24日(日)の休日診療のうち、準夜診療の医療機関が変更になりました。

変更後 あべくりニツク(申請のみ)  
青梅年金事務所(0428-303410)